

## 第20回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和4年1月25日（火） 午前11時10分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

### 3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 滝沢市農業委員会小委員会委員の指名について

日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4号 滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定について

日程第 8 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第 9 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第10 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について

### 4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

2番委員 太田 豊

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

齊藤 修

藤村 与志夫

### 5 欠席委員 3番委員 新田 義修

### 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

〃 主 任 武田 裕雅

開会時刻 令和4年1月25日（火） 午前11時10分

議長 只今の出席農業委員は8名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しています。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、8番大森泰英委員と1番駿河信一委員を指名します。  
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第20回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和3年12月24日から令和4年1月25日分となります。議案書2ページと3ページをご覧ください。

（第19回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、滝沢市農業委員会小委員会委員の指名についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは議案第1号、滝沢市農業委員会小委員会委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は5ページをご覧ください。  
小委員会委員の任期は、滝沢市農業委員会小委員会規程第7条により委員の任期は1年6か月とされており、農政及び農地小委員会委員の任期が期限を迎えたため、同規程第4条に基づき会長が新たに農政及び農地小委員会の委員をそれぞれ指名するものでございます。  
また、今回指名された委員の任期は、令和4年1月25日から令和5年7月19日までとなります。  
なお、小委員会委員長及び副委員長の選定については、滝沢市農業委

員会小委員会規程第5条第2項の規定により小委員会委員による互選で決定することとなっておりますので、本總會終了後、本議案において決定された小委員会の委員毎に分かれて小委員会を開催いただき、互選をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長                   日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前に説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査              議案第2号について補足説明させていただきます。議案書は7ページをご覧ください。

整理番号1番から3番は関連する案件となっております。整理番号3番ですが、親子間での権利の設定です。整理番号1番及び2番は、親が借りていた農地の契約更新のタイミングで子へ権利の設定を行うものです。これにより農業経営の移譲が図られます。

整理番号4番は、権利の設定をする者の自身の経営の転換により田んぼを貸し付ける案件となっております。これにより今後は転作や露地野菜を中心とした農業経営をすることです。

整理番号5番、6番は、もともと違う農業者が借り受けていた農地を契約が終了するタイミングで、農地の近くを耕作している農業者がそれぞれ借り受ける案件となっております。これにより借受者はそれぞれ集約化が図られたこととなります。また、令和3年まで借りていた農業者も自身の自宅近くに農地を確保できたとのことでした。

整理番号7番から9番は、同一の借受者となっております。いずれの案件も貸付者と借受者が直接交渉をした案件となっております。

整理番号10番から15番は、更新の案件となっております。

整理番号16番、17番は、所有権移転の案件となっております。整理番号16番の農地は、それぞれ令和3年は別の方が耕作及び管理をしていたところとなっております。譲渡人と譲受人が直接交渉した案件となっております。整理番号17番は、令和3年8月17日及び8

月25日に行われたあっせん会議において、今回の譲受人にあっせんすることが決定した案件となっております。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、駿河信一農業委員、齊藤修推進委員、藤村与志夫推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。なお、整理番号1番から3番、10番から15番につきましては、再設定の案件のため省略します。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第3号整理番号4番から9番及び16番、17番について、令和4年1月14日に駿河農業委員、齊藤推進委員の3人により現地調査を実施いたしましたのでご報告いたします。

整理番号4番から9番及び16番、17番の農地は、広く農地として活用されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は29ページ及び30ページをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査をしたところ農地でなくなつてから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を駿河農業委員にお願いします。

駿河農業委員 1番の駿河です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢ふるさと交流館より北へ約2.1キロメートル程のところにあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は農地、西側及び南側は宅地になっており、現地は隣接する住宅の玄関や軒下に面し、住宅敷地の一部となっていました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定についてを議題とします。

なお、説明員として農林課、松本総括主査、三上主任が入室します。

(農林課説明員入場)

議長 本案件につきましては、現地調査報告のため出席しております藤村与志夫推進委員も関係する案件ですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限には該当しませんので、退席の必要はありません。

藤村推進委員 審議しやすいように退席を希望いたします。

議長 本人からの申し出がありましたので、藤村推進委員の退席を許可します。

(藤村与志夫推進委員退席)

議長 事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は6件です。議案書は32ページ及び33ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更は、定時見直しと随時見直しの二つの方法がありますが、今回は随時見直しに該当しております。

現地の状況など詳細につきましては、この後、現地調査報告に続き、農林課担当者による説明がなされます。

このうち、整理番号1番の鶴飼Ⅱ地区であります。こちらは市が進めてきた市役所周辺地域における中心拠点構想に基づき、これまでの公共施設整備等に加え、引き続き民間資本も取り入れた一体的なまちづくりを行っていくため当該地域を市街化区域に編入しようとするものになっております。これまでに都市計画法及び農振法上における国や県、近隣市町との調整は済んでおり、農業振興地域整備計画の変更が可能ということになりますと、盛岡広域都市計画区域の区域区分の変更によって本年3月に市街化区域に編入される見込みとなっております。なお、市街化区域となりますと、その後の農地転用手続きは農地法の許可が不要となり、農業委員会への届出により行われることとなります。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を齊藤推進委員にお願いします。

齊藤推進委員 推進委員の齊藤です。それでは私の方から議案第4号、整理番号1番から6番について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、ビッググループ滝沢と滝沢ニュータウンに挟まれたところにあります。周囲の状況ですが、東側及び西側は市街化区域で住宅や公共施設が立ち並んでおり、南側は農地、北側は県道を挟み市街化調整区域ですが、マンションや住宅、店舗などが立地していました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、滝沢中央小学校の道路を挟み西側に隣接したところにあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み学校用地、西側及び北側は農地、南側は宅地となっていました。

続いて、整理番号3番の申請地の位置は、滝沢第二小学校から南西へ約500メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は農地、西側は水路を挟み農地、南側は道路を挟み宅地となっていました。

整理番号4番の申請地の位置は、滝沢市多目的研修センターから北東へ約100メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は道路及び水路を挟み宅地、西側は宅地、南側は農地、北側は道路を挟み宅地となっていました。

整理番号5番の申請地の位置は、滝沢ふるさと交流館から北へ約2.

1キロメートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び西側は宅地、南側は道路を挟み雑種地、北側は道路を挟み農地となっていました。

最後に、整理番号6番の申請地の位置は、岩手銀行滝沢支店から南東へ約300メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は道路及び水路を挟み宅地、西側は農地、南側は水路及び道路を挟み宅地、北側は水路を挟み農地となっていました。

以上のとおり、整理番号1番から6番は、調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

続きまして農林課三上主任より説明願います。

三上主任

本日説明させていただきます農林課の三上と申します。よろしく願います。

それでは説明させていただきます。まず、今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては全部で6件ございまして、いずれも除外案件となっております。整理番号に沿って付属の説明資料に基づき、順に一括で説明させていただきます。

整理番号1番は、鵜飼向新田と鵜飼先古川の鵜飼Ⅱ地区で、計画用途は市街化区域編入になります。水路についてですが、現在、滝沢市と土地改良区及び開発事業者の三者で協議のもと、開発事業者が用排水路を整備することで合意をしており、整備区域内の既設農業用排水路につきましては、今後、具体的な計画・設計等を行い、布設替等について適切な措置を講じる予定となっております。当該地における地権者からは、市街化区域編入による今後の営農について支障ない旨の回答を得ております。今回除外する場所につきましては、別添の農用地区域詳細図をご覧くださいと思っておりますが、今回の除外の対象となるのは緑色に着色された農用地区域の部分と、ちょっと分かり辛いのですが、市役所側の県道沿いにあるピンク色の農業用施設用地が一部ありまして、その緑とピンクの着色がある場所を今回除外するような形になっております。あと、オレンジ色の農道と水路の部分と、黄色の宅地部分、あとは何も色が塗られていない農用地区域外農地、いわゆる白色農地とあとは青色に着色された適用外につきましては、今回の除外の手続きが不要ということになっております。整理番号1番の除外地につきましては以上のようになっております。

付属資料に戻っていただきまして、続きまして整理番号2番の説明に移らせていただきたいと思います。こちらの方は計画用途が一般住宅となっております。事業計画者家族は現在盛岡市内で借住まいをしておりますが、子供が生まれて現在の借家では手狭であることで、新たな住宅の建築を計画している状況となっております。今後事業計画者は親が営んでいる農業を手伝い、また受け継いでいくということで、両親の住宅の近隣に建築することが必要と考えています。

続きまして整理番号3番を説明させていただきます。整理番号3番は

同じく計画用途は一般住宅となっておりまして、事業計画者は現在夫婦2人で盛岡市内にあるマンションに住んでおりまして、将来的に家族が増えるということも想定し、現在の住居では手狭であることが予想されるため住宅建築を計画しております。実態としては、週末等を利用して事業計画者の実家に帰って農作業を手伝っているというような状況になっております。今後も子育てだとか、両親の農作業の手伝い、あとは将来的に介護等を考えたうえで事業計画者は両親の住居から近い当該地において住宅建築を希望しているということになっております。

続きまして整理番号4番についてご説明させていただきたいと思っております。整理番号4番につきましても、同じく計画用途は一般住宅となっております。事業計画者は今、盛岡市の実家の方に住んでおりまして、二人の子供の成長とともに現在の住居では手狭になっているといった状況になっているため、住宅建築を計画しております。住宅建築の他に事業計画者の妻の両親の介護等も課題としてあるため、事業計画者の妻の実家から近い篠木鳥谷平に住宅建築を希望しているとのことになっております。

続きまして整理番号5番について説明させていただきます。計画用途は資材置場となっております。事業計画者は申請地の隣地である湯舟沢地内において店舗及び倉庫を拠点に営業しており、事業で使用する電柱等の資材置場として当該地を申請しております。現在資材置場として借りている土地については岩手町にありまして、土地所有者から返却するよう求められているような状況から、事業計画者は幹線道路及び高速道路が近くて、県央、県南、沿岸に電柱を運搬するうえで利便性が高い当該地を希望しております。

続きまして整理番号6番につきまして説明させていただきます。計画用途は駐車場となっております。事業計画者は申請地から近い鶴飼下高柳地内において自動車整備工場を営業しており、繁忙期において駐車場が不足しているような状況となっております。工場から近い位置であり、事業計画者は敷地内の車両と一体的に管理できる当該地を希望しております。

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

大森農業委員

8番大森です。整理番号3番は敷地の中に、普段農業を手伝っているということなのですが、敷地図の中に家庭菜園というものがあるのですが、農業をやっていて個人にまた別な家庭菜園というものは必要なのでしょうか。その辺がちょっと疑問なのですが、いかがでしょうか。

三上主任

先程のご質問の件でございますが、まず家庭菜園ということで表記はされていますが、ちょっとその中身についてまでは事業者さんには確認は取ってはいなかったのですが、恐らくそういった花壇だとか庭のようなイメージで書き込まれているものではないのかなと思われまいます。以上です。



大森農業委員 要するにこの家庭菜園の部分は、結局農地ということになるものなのか、宅地になるものなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

細川主任主査 今回の案件に関しましては、以前、小岩井地区であった転用の案件でも一般住宅の敷地の中に家庭菜園というものがあつたかと思えますけれども、家庭菜園というものの中身に関しては一定の営農と見られるような、また出荷目的のものと見られるような規模があるかどうかというところが一つの判断基準になってくるかと思われまふ。そういった中で今回の転用事業者に関しましては、近接する実家の農業の手伝いをするとは説明されていますけれども、本人が就農するという営農計画が出ている訳ではございませんので、今後例えば農地の取得の考えがあるとかということになれば一体的に営農目的の農地ではないのかという話が出てくる可能性はあるかもしれませんが、現時点では一般個人住宅に住む方のあくまでもトマトとかキュウリとかがよくあるような自家消費野菜等が作付される程度の面積かなと見られる計画図でありましたので、今回の時点では説明が付くものと思われました。今後、次に本当の転用申請があつて議案が上がってくる際には、ちゃんとそこら辺の面積がどのように内訳配分がされているのか、そして家庭菜園としてそのまま出てくるのか、あるいは先程農林課から説明がありましたように、そこは花壇ですなのか、庭ですなのか、そういったところはこちらで確認をいたしましたうえで、改めて総会に諮らせていただきたいと思いますところでございます。

議長 よろしいですか。  
そのほかに質疑ございますか。

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第4号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について、異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よつて議案第4号は、異議なしと決定いたしました。  
藤村推進委員の入場を許可します。

(藤村与志夫推進委員入場)

議長 藤村推進委員にお伝えします。議案のとおり決定いたしました。

議長 ここで農林課説明員は退室します。

(農林課説明員退室)

議長

日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第9、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第10、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書34ページからのおりとなっておりますのでご確認をお願いします。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。  
これをもって、第20回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和4年1月25日 午前11時50分

議 長

---

会議録署名人 8 番委員

---

会議録署名人 1 番委員

---

これは原本である。

令和4年1月25日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一